

## 車両購入時の助成制度

### ○消費税非課税（国税）○

厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品（H3/6厚生省告示130号）の規定に該当する装置を備えた自動車を取得する場合、非課税になります。

#### 1.車いすと車いすの方を乗せられる自動車

車いす等を車両に乗せるための昇降装置とその車いす等を固定するために必要な装置を装備した車両は、その車両に係る消費税が非課税になります。

##### ウェルキャブの場合

- 助手席回転スライドシート車・Bタイプ
- 助手席電動回転スライドシート車・Bタイプ
- 助手席リフトアップシート車・A/Bタイプ
- サイドアクセス車
- 後席回転スライドシート車・Bタイプ
- サイドリフトアップシート装着車
- サイドリフトアップシート車
- サイドリフトアップシート車（脱着タイプ）
- 車いす仕様車（スロープタイプ・リフトタイプ）
- 後席回転シート仕様・Bタイプ

※上記を満たす改造を車両購入後にした場合は改造費が非課税となります。

#### 2.お身体の不自由な方が運転できる自動車

お身体の不自由な方が運転できるように補助手段が施されている自動車は、その車両に係る消費税が非課税になります。

##### ウェルキャブの場合

- フレンドマチック車
- ※フレンドマチック取付用専用車は車両購入時に指定補助装置を装着した場合、非課税となります。

※フレンドマチック取付用専用車や標準車を購入後に指定補助装置を装着した場合は、改造費のみが非課税になります。

### ○自動車取得税の減免（地方税）○

#### 1.お身体の不自由な方が取得・利用する車

お身体の不自由な方が所有し、ご本人もしくは通勤等のために生計同一者が運転される車は、自動車取得税が減免されます（事業用は除く）。

##### ウェルキャブの場合

- ウェルキャブ・標準車に関わらず、上記条件を満たす場合は適用

#### 2.お身体の不自由な方が乗車可能な車

お身体の不自由な方が乗車できるようにした構造の車は、自動車取得税が全額免除されます。

##### ウェルキャブの場合

- 構造の基準等について都道府県税事務所に事前にご確認ください。

#### 3.お身体の不自由な方が運転できる営業車への改造

お身体の不自由な方が自ら運転するための構造変更をした営業車は、構造変更費用に税率を乗じた金額が自動車取得税より減額されます。

##### ウェルキャブの場合

- ※営業用に限る
- フレンドマチック車
- フレンドマチック取付用専用車 タイプⅠ・タイプⅡ（指定補助装置を装着した場合）

減免措置は各自治体によって異なります。詳しくは都道府県税事務所にお問合せください。

## ○自動車税の減免○

### 1.お身体の不自由な方が取得・利用する車

お身体の不自由な方が所有し、ご本人もしくは通勤等のために生計同一者が運転される車は、自動車税が減免されます（事業用は除く）。

#### ウェルキャブの場合

●ウェルキャブ・標準車に関わらず、上記条件を満たす場合は適用

### 2.お身体の不自由な方が乗車可能な車

お身体の不自由な方が乗車できるようにした構造の車は、自動車税が全額免除されます。

#### ウェルキャブの場合

●構造の基準等について都道府県税事務所に事前にご確認ください。

減免措置は各自治体によって異なります。詳しくは都道府県税事務所にお問い合わせください。

## ○自動車購入資金の貸付・助成○

貸付制度	お身体の不自由な方が、生業または通勤・通院・通学など日常生活の便宜や社会参加のために必要な自動車を購入するとき、資金の貸付をおこないます。  ※詳しくは各都道府県または市区町村の社会福祉協議会にお問合せください。
助成制度	お身体の不自由な方の雇用促進のために、身体障害者を雇用する事業主に対して助成がおこなわれます。 お身体の不自由な雇用者が通勤に必要とする通勤用自動車の購入・駐車場の賃借等に適用します。  ※詳しくは都道府県障害者雇用促進協会または公共職業安定所にお問合せください。

## ○身体障害者用自動車改造費の助成○

就労等に伴ってお身体の不自由な方が自動車を改造する場合、それに要する経費を助成します。

障害の条件や助成額は各自治体によって異なり、所得制限があります。

※詳しくは各市区町村の福祉担当窓口にお問合せください。

## ○自動車運転免許取得に要する費用の貸付・助成○

お身体の不自由な方が運転免許を取得するための費用を、貸付または助成します。

額面は所得等により設定されます。

自治体によっては無料教習制度を設けたり、介助運転者も助成の対象になったりする場合があります。

貸付の場合は年率を確認してください。

※詳しくは各市区町村の福祉担当窓口にお問合せください。

## 維持・保有期間の助成制度

### ○自動車税の減免○

#### 1.お身体の不自由な方が取得・利用する車

お身体の不自由な方が所有し、ご本人もしくは通勤等のために生計同一者が運転される車は、自動車税が減免されます（事業用は除く）。

##### ウェルキャブの場合

- ウェルキャブ・標準車に関わらず、上記条件を満たす場合は適用

#### 2.お身体の不自由な方が乗車可能な車

お身体の不自由な方が乗車できるようにした構造の車は、自動車税が全額免除されます。

##### ウェルキャブの場合

- 構造の基準等について都道府県税事務所に事前にご確認ください。

減免措置は各自治体によって異なります。詳しくは都道府県税事務所にお問い合わせください。

### ○自動車の燃料費の助成○

お身体の不自由な方またはご家族が運転する自家用自動車のガソリン費用の一部を助成します。自治体によって金額が異なり、実施していない場合もあります。

※詳しくは各市区町村の福祉担当窓口にお問合せください。

### ○有料道路通行料金の割引○

お身体の不自由な方が運転する車両、もしくは介助者が運転し、お身体の不自由な方が同乗する車両が、有料道路を通行する場合、通行料が半額になります。

※詳しくは各地域の福祉事務所にお問合せください。

※ETCを利用する場合も割引は可能です。

### ○有料駐車場料金の割引○

羽田空港の駐車場など、一部の駐車場で実施しています。各駐車場にお問合せください。

### ○一部カーフェリー料金の割引○

お身体の不自由な方や介護者がフェリーを利用する場合、割引になることがあります。各フェリー会社にお問合せください。

### ○駐車禁止規制適用除外○

お身体の不自由な方が利用する自動車に対して、「駐車禁止除外指定車」標章が交付されます。各都道府県公安委員会により交付基準があるので、詳しくは各警察署にお問合せください。